

■ 基本指針における目標の変更点等

目標	成果目標	成果目標の主な変更・追加事項	活動指標の種別	活動指標		活動指標の主な変更点			
① 施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する		訪問系サービス	①居宅介護	利用者数及び量の見込	①～⑤を一体的に見込んでいたものを、それぞれ個別に見込む			
				②重度訪問介護	利用者数及び量の見込				
				③同行援護	利用者数及び量の見込				
				④行動援護	利用者数及び量の見込				
				⑤重度障害者等包括支援	利用者数及び量の見込				
			日中活動系サービス	生活介護	利用者数及び量の見込 (継続入所者の数を除いて設定)	強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする者については、個別に利用者数の見込を設定			
				自立訓練（機能訓練・生活訓練）	利用者数及び量の見込				
				就労選択支援	利用者数の見込み	【新規】			
				就労移行支援	利用者数及び量の見込				
				就労継続支援（A型・B型）	利用者数及び量の見込 (B型は継続入所者の数を除いて設定)				
				就労定着支援	利用者数の見込み				
				療養介護	利用者数の見込み				
				短期入所（福祉型、医療型）	利用者数及び量の見込	強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする者については、個別に利用者数の見込を設定			
				自立生活援助	利用者数の見込み				
				居住支援・施設系サービス	共同生活援助	利用者数の見込み	強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする者については、個別に利用者数の見込を設定		
			施設入所支援		利用者数の見込み (継続入所者の数を除いて設定)				
			相談支援サービス						
			②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	(県で設定) ○精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上 ○1年以上長期入院患者数の減少 ○入院後3、6、12か月時点の退院率の上昇(それぞれ68.9%以上、84.5%以上、91%以上)	目標数値の変更	協議の場の開催	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	協議の場の1年間の開催回数の見込み	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加者数の見込み								
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定及び評価の実施回数の見込み								
精神障害者への支援	精神障害者の地域移行支援	利用者数の見込み							
	精神障害者の地域定着支援	利用者数の見込み							
	精神障害者の共同生活援助	利用者数の見込み							
	精神障害者の自立生活援助	利用者数の見込み							
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数の見込み				【新規】			
③地域生活支援拠点等の整備	○地域生活支援拠点等の確保・充実 ○年1回以上運用状況を検証及び検討する	市町村又は圏域における強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備				地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の設置箇所数	設置箇所数	
							コーディネーターの配置人数	配置人数	【新規】
							検証及び検討の実施回数	年間の見込み数	

目標	成果目標	成果目標の主な変更・追加事項	活動指標の種別	活動指標		活動指標の主な変更点
④福祉施設から一般就労への移行	<p>○令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする</p> <p>○就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上</p> <p>○就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上</p> <p>○就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上</p> <p>○就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上</p>	<p>○目標数値の変更</p> <p>○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上</p> <p>○県で協議会（就労支援部会）等を見て取組を進める</p>	福祉施設から一般就労へ移行	就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業のそれぞれ見込む	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等として一体的に見込んでいたものをそれぞれ分けて見込む
			一般就労への定着	就労定着移行支援事業	利用者数の見込	
			就労定着率	蓮田市では設定しない		
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する	障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援	利用児童数及び量の見込み	重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案
	○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保	○医療的ケア児支援センターを設置（県で対応）		放課後等デイサービス	利用児童数及び量の見込み	重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案
	○保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	○障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置（県で対応）		保育所等訪問支援	利用児童数及び量の見込み	重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案
				居宅訪問型児童発達支援	利用児童数及び量の見込み	重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案
				障害児相談支援	利用児童数の見込み	重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案
			医療的ニーズへの対応	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数の見込み	医療的ケア児等コーディネーターは、医療部門と福祉部門の双方へ配置するとともに、医療的ケア児5人に1人のコーディネーターの配置を見込むなど

目標	成果目標	成果目標の主な変更・追加事項	活動指標の種別	活動指標		活動指標の主な変更点
⑥相談支援体制の充実・強化	○令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）する	○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する	相談支援体制の充実・強化	基幹相談支援センターの設置	有無の見込みを設定	
				基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	
					地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	
					地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	
				協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	個別事例の支援内容の検証の実施回数	【新規】
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）						
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）						
⑦障害福祉サービスの質を向上させるための取組	○障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組 ○障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証 ○障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築		障害福祉サービス支援体制の充実・強化	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	
				障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	
⑧発達障害者等に対する支援	○発達障害者等への相談支援体制等の充実 ○発達障害者等及び家族等への支援体制の確保		ペアレントトレーニング等の支援プログラム	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）	受講者数（保護者）と実施者数（支援者）に分けて見込む
				ペアレントメンターの人数	ペアレントメンターの人数	
				ピアサポートの活動への参加人数	ピアサポートの活動への参加人数	